

岩手県告示第23号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり臨港地区を定めた。

平成25年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 臨港地区の区域 大船渡市末崎町字赤土倉地内（別紙図面のとおり。）
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所 岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

備考 「別紙図面」は、省略し、臨港地区の区域の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。